

安城市監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和5年8月23日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

1 令和5年安城市監査公表第21号（公表日令和5年6月26日）関係分

2 措置の状況

(1) ごみ資源循環課（令和5年8月15日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
修繕事務において、前回と同様に受注者から提出された見積書に日付、代表者印の押印がないもの及び見積書の原本を徴収していないものが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
4月26日までに、見積書に日付がないものについては見積日を記入したもの、見積書に代表者印の押印がないものについてはあらためて受注者から代表者印の押印があるものの提出を受けた。 5月22日、確認用の見本を新たに作成し、係内で共有した。また、見本は担当者及び上席者が常備することとし、担当者は見積書受取時及び起案書類作成時に、上席者は決裁時に、見本を参照しながら必要項目が満たされているかを確認することとした。

(2) 建築課（令和5年7月1日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
修繕事務において、前回と同様に受注者から提出された見積書に代表者印の押印がないものが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
5月9日、見積書に代表者印の押印がないものについてあらためて受注者に押印を受けた。 7月1日、見積書受領時に担当者によるチェック、決裁時に役職者によるチェックを徹底するため、チェック項目一覧を新たに作成し用いることとした。また、一覧は予算差引簿の最初のページに常備し、処理の都度、目にするようにして事務処理の誤りを防止する。